

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、効率的で公正な経営体制を構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上により、株主の皆様ならびにお客様、地域社会、従業員等全てのステークホルダーとの親密な関係を維持し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、以下の5点をコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

1. 迅速な経営意思決定
2. 戦略性の高い組織設計
3. 企業行動の透明性、合理性の確保
4. 適切な内部統制システムの整備
5. 適正なディスクロージャーによるアカウンタビリティの履行

この基本方針の下、企業集団としての適切な内部統制システムを構築・運用し、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化に取り組み、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対し、迅速かつ的確な対応を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜原則4-8＞【独立社外取締役の有効な活用】

監査役会の監視機能、取締役会の監視・監督機能に、更に独立性及び客観性を持たせるため、2016年6月株主総会において、独立社外取締役を複数名選任することとします。独立社外取締役の活用については、指名・報酬諮問委員会等を通じ率直で活発な意見陳述をいただけるよう、検討してまいります。

＜補充原則4-8-2＞

2016年6月株主総会において、独立社外取締役を複数名選任した場合は、経営陣や監査役会等との連携を効率的に行えるようにするための方策（筆頭独立社外取締役の選任を含む。）を検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1-4＞【いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、投資先企業との取引関係の維持・強化により中長期的に企業価値の向上を図るという視点に立ち、政策保有株式を保有しています。政策保有株式のうち主要なものについては、保有の目的及び経済合理性ならびに将来の見通し等を検証し、定期的に取締役会に報告します。政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行います。

＜原則1-7＞【関連当事者間の取引】

役員との取引:取締役会規則により、取締役会において決議することとしています。

主要株主（議決権の10%以上を保有）との取引:取締役会において、他の一般の取引と同様に、市場価格、取引条件等を検証し、取締役会において決議します。

＜原則3-1＞【情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略(中期経営計画)を当社ホームページにて公表しています。

経営理念: <http://www.smcon.co.jp/company/policy/>

中期経営計画: <http://www.smcon.co.jp/investor/library/middle-term/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)個別の役員報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

(4)後継者及び役員人事の決議を行うに当たっての方針と手続きは、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

(5)経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の選任理由については、当社ホームページにおいて開示しています。

定時株主総会招集ご通知: <http://www.smcon.co.jp/investor/stock-information/generalmeeting/>

＜補充原則4-1-1＞

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離しています。執行役員への委嘱事項については、取締役会決議によりその委嘱事項を明確に決議し、当該委嘱事項に応じて、職責、職務分掌、決裁権限を下位規則において明確にしています。

＜原則4-2＞【取締役会の責務・役割】

役員報酬は、役位・職責に応じた基本報酬を原則とします。今後については、「指名・報酬諮問委員会」において、経営環境、業績、株主還元等を総合的に勘案し、中長期的な業績に連動する報酬体系の導入を検討します。

＜補充原則4-2-1＞

中長期的な業績向上と企業価値向上の観点から、指名・報酬諮問委員会での自社株報酬の導入の可否についての意見を参考にし、取締役会にて審議します。

＜原則4－9＞【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所における独立役員の要件を満たしていることを条件に、独立社外取締役として選定します。なお、取引関係者については、「特定関係事業者」の関係者でないことを要件としています。また、顧問弁護士事務所、会計監査人の事務所に所属する者については独立性がないものと判断しています。

＜補充原則4－10－1＞

原則3－1に記載のとおり、指名・報酬諮問委員会（代表取締役及び社外役員を構成員とする）において、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、社外役員の適切な関与・助言を得て、取締役会の独立性と客観性をもった説明責任を確保します。

＜補充原則4－11－1＞

取締役選任に当たっては、当社は土木工事業、建築工事業を主体とした総合建設会社であるという観点から、両事業に対する相当程度の知見を有する者を選任することとしています。加えて、東京証券取引所市場第1部に上場する企業として事業活動を遂行するに相応しい体制を維持する観点から、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をバランスよく取締役会の構成員とすることとしています。人員については、現状の売上高・事業内容を鑑みて判断してまいります。

＜補充原則4－11－2＞

取締役・監査役の主な兼任状況につきましては、当社ホームページにおいて開示しています。
 定時株主総会招集ご通知：<http://www.smcon.co.jp/investor/stock-information/generalmeeting/>
 有価証券報告書：<http://www.smcon.co.jp/investor/library/security-report/>

＜補充原則4－11－3＞

取締役及び監査役に取締役会の実効性に関する現況評価について、その結果の概要を当社ホームページにおいて開示しています。更なる改善に向けた助言・意見を求め、取締役会の実効性に資するよう努めてまいります。
 取締役会の実効性に関する評価結果の概要：<http://www.smcon.co.jp/company/corporate-governance/>

＜補充原則4－14－2＞

取締役に対する役員研修等の機会を活用し、経営者としての資質涵養に努めます。また、取締役会メンバーに対し、会社法、コーポレートガバナンス等の経営管理に必要な知識の習得や、経営情報について定期的に研修する機会を設け、取締役会構成員としての使命を達成する為の技量涵養を図ります。

＜原則5－1＞【株主との建設的な対話に関する方針】

- 1) 株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、アナリスト向け年度決算説明会、個別ミーティングなどを開催し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努め、株主・投資家からの意見・要望などをもとに内容の充実を図っています。
- 2) 上記の株主・投資家との対話は、管理本部長（広報室担当役員兼務）及び企画部担当役員が統括し、広報室長、総務部長、企画部長がこれを補佐しています。対話を補佐する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。
- 3) 株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、担当役員より取締役会に報告し、併せて会社としての対応方針につき説明します。
- 4) 株主・投資家との対話に際しては、社内規則「内部者取引管理規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「サイレント期間」としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,982,500	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,173,800	2.73
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED. LUXEMBOURG RE LUDU RE:UCTIS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	17,190,500	2.11
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	17,032,000	2.09
三井不動産株式会社	16,376,825	2.01
住友不動産株式会社	14,454,869	1.78
松井証券株式会社	12,994,500	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	9,154,700	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	9,129,500	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	8,793,800	1.08

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

○ 上記、【大株主の状況】は、2016年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。

3. 企業属性

--	--

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

○上場子会社について

当社の企業集団には、上場子会社である「三井住建道路株式会社」を含んでおり、同社に対する当社が所有する議決権割合は、54.6% (2016年3月31日現在)となっています。

当該子会社は自主性、独立性を保持することを基本としており、相互発展に寄与すべく、採算性の重視を徹底した企業活動を行っています。

当社は、少数株主の存在する当該子会社の経営に対して、少数株主の利益を尊重し、不正・不当な取引を強要することがないよう、他の協力会社と同様の競争原理に基づき、取引条件等の設定についても適正な手続きを行っています。

当社は、企業集団としての内部統制システムを構築し、当社グループの企業価値を高めるため、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化に取り組み、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、ステークホルダー、ならびに社会に向けての適正な情報開示により、透明性の高い企業集団を形成していきます。

○その他

□当社は、2016年1月13日付にて国土交通省関東地方整備局から建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項に基づく指示処分を受けました。処分理由は、横浜市所在マンションにおける杭工事において下請業者が専任の主任技術者を設置せず、また、下請業者間に一括下請負があったことを当社が認識しながら指導・是正に努めることをしなかったこと及び許可行政庁等への通報も行っていないことであります。当社は、元請施工会社としてこの処分を重く受け止め、あらためて建設業法をはじめ関係法令についての役職員の違法精神を更に高めるとともに、教育・研修の在り方を見直し、再発防止に向けた管理体制の改善に全力を尽くしております。

□当社グループの三井住建道路株式会社及び同社関係者が、平成28年2月29日付で東京地方検察庁から東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方裁判所に起訴されました。当社といたしましては、同社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築をあらためて指導・支援するとともに、同社を含めたグループ内部統制の更なる強化に努めてまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北井 久美子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北井 久美子	○	労働省入省後、静岡県副知事を務め、その後も厚生労働省の要職を歴任するなど、豊富な職歴を有しており、現在は勝どき法律事務所弁護士、株式会社協和エクシオ社外取締役、宝ホールディングス株式会社社外監査役、東京都公安委員会委員を兼職しています。 2014年6月より当社取締役(非常勤)に就任しています。	当該社外取締役は、幅広い見識及びこれまでの豊富な職歴による経験を当社の経営に活かしていただくべく、社外取締役として選任しています。また、当該社外取締役は当社との利害関係はなく、独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	7	0	4	1	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	7	0	4	1	0	2	社内取締役

補足説明

役員人事・役員報酬についての透明性・公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は、代表権のある社内取締役、社外取締役、社外監査役(非常勤)で構成し、議長は社内取締役より選出しています。その他の委員2名は社外監査役(非常勤)です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を判断するための監視・検証活動の一環として、会計監査人と定期的に会合を持ち(2015年度は8回)、監査の方法を含む監査計画、監査の実施状況、監査の結果見出された問題点、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況に対する評価等について報告及び説明を受けています。また、監査役からも監査の実施状況を説明し、率直な意見交換を通じてコミュニケーションの強化に努めています。
- ・内部監査部門である監査部とは原則として毎月会合を持ち、監査計画、監査実施状況、監査の結果見出された問題点等について詳細に報告を受けるとともに、監査役からも監査実施状況を説明し、コミュニケーションの強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 善行	他の会社の出身者										△			
村上 愛三	弁護士													
長島 謙	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

加藤 善行	○	当社の取引金融機関である三井住友信託銀行株式会社の出身であり、信託銀行における専門的かつ幅広い経験・知識を有しています。 2012年6月より当社監査役に就任しています。	当該社外監査役は、信託銀行において培った内部監査等の職務経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくことで、監査の実効性が向上し、監査役会が活性化して、監査機能が最大限発揮されることを期待して選任しています。 また、当該社外監査役は当社の取引金融機関出身ですが、当社との利害関係はなく、当社の同社からの借入額は当社総資産に対する割合等に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しています。
村上 愛三	○	紀尾井総合法律事務所代表者所長弁護士であり、弁護士としての専門的な知識・経験を有しています。 2012年6月より当社監査役(非常勤)に就任しています。	弁護士としての専門的な知識、経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくことで、監査の実効性が向上し、監査役会が活性化して、監査機能が最大限発揮されることを期待して選任しています。 また、当該社外監査役は当社との利害関係はなく、独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しています。
長島 譲	○	当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社経営企画部担当部長を現任しており、経営に関する豊富な経験を有しています。 2014年6月より当社監査役(非常勤)に就任しています。	当該社外監査役は、経営に関する豊富な経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しています。 また、当該社外監査役は当社の営業取引先の業務執行者ですが、当社との利害関係はなく、同社からの建設工事受注額の当社売上高に対する比率等に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
会社状況に鑑み、付与することが妥当でないと考えられるため実施していません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
当該事業年度に報酬を支給した取締役の人数及びその報酬総額を記載しています。(監査役についても同様の開示を行っています。)	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

2016年度より、取締役の報酬は、指名・報酬諮問委員会において役員報酬体系・水準等の協議を経て、取締役会の決議により決定します。なお、2001年6月28日開催の定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は月額総額25百万円以内となっています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役に対しては、本店管理部門が職務執行に資する情報等について、適時提供する体制となっております。
- ・社外監査役に対しては、監査役直属の組織として監査役室を設置し、当該部署が職務執行に資する情報等について、適時提供する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

□役員状況

- ・取締役(9名) 社内取締役8名／社外取締役1名、男性8名／女性1名
- ・監査役(5名) 社内監査役2名／社外監査役3名、男性5名／女性0名
- ・役員人事・役員報酬についての透明性・公正性を確保し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的に取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。
- ・当社は、社外取締役及び全ての監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償限度額は法令の定める最低責任限度額です。

□業務執行

- ・取締役会は、当社の経営方針及びその他重要事項の審議・決定、報告などを行っています。原則として毎月1回、また必要に応じ随時開催しています。
- 取締役会では、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告し、取締役会の業務執行監督機能を向上させています。
- ・取締役会の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、明確にすることにより、取締役会の活性化、業務執行体制の強化及び経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。
- ・業務執行上の重要事項の審議機関として主要な執行役員等で組成する経営会議を設けています。経営会議は取締役会の意思決定に基づく業務執行の迅速化を図り、業務の効率性を高めるために、原則として週1回、また必要に応じ随時開催しています。
- ・経営会議の諮問機関として各種委員会を設置し、業務執行における機動的かつ的確な意思決定を確保しています。経営会議の諮問機関として設置している委員会には、当社が社会的責任を遂行するための重要方針、コンプライアンス体制の整備などを審議する内部統制委員会をはじめ各種委員会があり、取締役もしくは執行役員を委員長として組成し、必要に応じ随時開催しています。

□監査役監査

- ・監査役会は、監査状況等の報告を受け、監査に関わる重要事項の審議・協議、決議を行っています。原則として毎月1回、また必要に応じ随時開催しています。
- また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換会を開催し、代表取締役との相互認識を深め、コミュニケーションの一層の向上に努めています。
- ・監査役直属の組織として監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人(以下、「補助使用人」といいます。)を1名配置しており、当該体制を維持しつつ更なる機能強化を検討しています。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしています。
- ・社内より監査役(常勤)を2名選任しています。
- そのうちの1名は、総務、法務等の幅広い業務経験に加え内部監査部門にも携わっており、当社の業務に係る豊富な知識、監査実務の専門性を有しています。
- 他の1名は、土木設計、営業管理部門等の業務経験を有し、当社業務に係る豊富な知識を有しています。

□会計監査人

- ・当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しています。
- なお、2015年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。
- 業務を執行した公認会計士の氏名
 - ・指定有限責任社員 業務執行社員 内田英仁
 - ・指定有限責任社員 業務執行社員 清水芳彦
- 監査業務に係る補助者の構成
 - ・公認会計士 12名、その他 12名

□役員の指名、報酬の決定

- ・取締役会の諮問機関として代表取締役及び社外役員を構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、当社の役員報酬体系についての経営案につき、独立性客観性の観点から慎重に検討の上、適切な助言・意見陳述を行い、取締役会は斯かる諮問委員会の助言・意見を参考に、個別の報酬を決定します。
- ・会長及び社長作成の後継者人事、役員人事の原案については、指名・報酬諮問委員会において「後継者基準」、「選任基準」を独自に定め、選任に係る透明性・公正性を確認の上、基準に照らして不合理な点の有無を評価します。取締役会は諮問委員会の評価を参考にして、後継者人事、役員人事を決議しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行とこれに対する監視・監督のそれぞれの機能が十分に発揮される制度として、監査役制度及び執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」、執行役員による「業務執行」、監査役会及び会計監査人による「監査」の区分による組織体制により運営しています。また、社外監査役に加えて社外取締役を選任し、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化するとともに、さらに、企業経営の透明性、公正性を高めるため、監査役会設置会社の監視機能に加え、指名・報酬諮問委員会を設置しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権を行使するにあたり、十分な検討期間を確保するために株主総会開催日の3週間前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」に提出するとともに、当社のホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載しています。 http://www.smcon.co.jp/investor/disclosure-policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	「決算説明会」として通期決算公表後に実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	公表後、遅滞なく掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	「広報室」を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社における社会的責任を“事業活動を通じてステークホルダーからの要請に応えること”と捉え、企業の持続的発展をより確かなものとすべく、当社経営理念の実現を目指した全社的なCSR活動を推進しています。 □コーポレートレポートの発行 当社では「経営理念」の実現を目指した事業活動そのものをCSR活動と位置付けています。そのため、経営理念に基づいた事業年度における取り組みを、ステークホルダーに分かりやすく知っていただくことを目的として「コーポレートレポート」を毎年1回発行しています。 □コンプライアンス体制の整備 当社の役員・社員及び当社グループの役職員が公正な企業活動を行っていくための行動指針として「企業行動憲章」ならびに補助解説書として「法令等詳説」を作成し、健全な事業活動の推進に取り組んでいます。 □適切な内部統制システムの整備 内部統制委員会を設置し、「内部統制システムに係る基本方針」(取締役会決議)に基づき、内部統制の目的の一つである業務の有効性及び効率性を確保するために必要な施策の実施について審議するとともに、実施状況を監視しています。 □環境経営の推進 環境経営推進委員会を設置し、当社の環境経営に関する取組み内容の決定、進捗状況のモニタリングを行っています。 また、「環境ビジョン“Green Challenge2020”」を定め、環境に関する中長期的な展望を明確にして環境に対する取り組みを強化しています。 □ダイバーシティの推進 ダイバーシティ推進委員会を設置し、経営トップの強いコミットメントと社員の意識改革の下、女性、外国人、シニア、障がい者等の積極的な登用を図るとともに、多様な人材が活躍できる企業風土づくりを実現することを目的として活動しています。 その中でも、女性活躍推進については、時代と社会が求める重要課題であるとともに、その実現に向けた取り組みは企業としての使命であると認識しています。これまでの建設業界のイメージを払拭し、女性が積極的にこの業界へ進出できるよう、ワークライフバランスの実現

や、女性はもとより全ての社員が能力を発揮できるような働きやすい労働環境を整備することに積極的に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システムに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは企業集団としての価値を高めるため、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化に取り組み、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対し、迅速かつ確かな対応を図り、ステークホルダーならびに社会に向けて適正な情報開示を行い、透明性の高い企業集団を形成することを 内部統制システムに関する基本方針としています。

なお、当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っています。また、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っています。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めています。

「内部統制システムに係る平成28年度基本方針」の概要

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・役員、社員（出向受入社員、派遣社員等を含む。）及び関係会社幹部等に対し、企業行動憲章・法令等詳説の周知活動や建設業法をはじめとする業務に関係する法令等の法令遵守教育を継続的に実施することにより、個人及び組織のコンプライアンスの向上を図り、より高い企業倫理を確立する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づき、財務報告に係る内部統制を運用する。
 - ・監査部は、当社の内部統制システムの構築・運用状況を全社的に監視する部署として、各部署のモニタリング体制及び内部統制システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を本店主管理部署に促す。（以下の2、3、4及び5の各項目についても同様に必要に応じて改善策を促す。）
 - ・内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の適切な運用により、通報者が不利益にならないように配慮するとともに、牽制機能と自浄作用を強化し、より高い企業倫理を確立することにより、企業の透明性を図る。
 - ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含む。）については、企画部を担当する取締役が、四半期毎に取締役会に報告する。（以下の2、3、4及び5の各項目についても同様に報告する。）なお、取締役は、当該事業年度に係る内部統制システムの運用状況に関する評価を事業報告に記載する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、各所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応する。
 - ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（ISMSマニュアル等）により、当社の保有する情報の保護、共有、活用の促進が可能な体制を整備する。また、ISMS教育を通じてISMS施策を徹底し、情報の流出防止に向けて、継続的に注意を喚起する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
 - ・当社の事業遂行にあたって潜在する重要なリスクを案件毎に精査し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化する。
 - ・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」の浸透と定着を図る。また、具体的なリスク事例を踏まえた危機管理に関する教育を実施する。
 - ・大規模災害等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、「事業継続計画（BCP）」に定める体制を維持する。また、首都直下地震等の巨大災害への対応のため、BCPの実効性の継続的な検証・見直しを適時行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任を明確化する。また、原則毎月1回開催する取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告する。
 - ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について、多面的かつ効率的な検討を加えるとともに、意思決定の迅速化を図る。
 - ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議において進捗状況を把握するとともに、各本部、各支店へのヒアリング、トップへの報告を密に行い、個別工事の損益管理の徹底により、計画の実効性向上を図る。また、計画の進捗状況を四半期開示に合わせ、取締役会に報告する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「経営理念」「企業行動憲章」等、当社グループにおいて基本的な考え方を共有するとともに、関係会社管理規則に基づく管理を実施し、関係会社各社の実状に即したコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築を指導・支援する等、実効性のある内部統制システムの構築・運用に継続的に取り組む。
 - ・関係会社取締役社長等による職務執行の状況報告会等の機会を定期的に設け、当該状況報告会等を通じて、各社の年度経営計画の推進状況をモニタリングし、各社の計画達成について指導・支援を行う。
 - ・監査部は、関係会社各社の実状に即した内部統制システムの構築・運用状況について監査を実施する。また、関係会社所管部署（関連事業部・国際支店）は、監査指摘事項の再発防止に向け、関係会社に対し継続的に監視・指導を行うとともに、他の関係会社にも注意を促す。
6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する専属の使用人（以下、「補助使用人」という。）を1名配置し、補助使用人が属する組織として、監査役直属の監査役室を設置している。当該体制を維持しつつ、更なる機能強化を検討する。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしている。なお、補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内及び関係会社等から収集する権限が付与されている。
7. 当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・内部通報窓口は、内部通報があった場合には、経営陣へ報告を行うと同時に、監査役にも遺漏なく報告を行う。
 - ・当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けた者は、当社及び関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行う。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の

取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対して報告を求めることができる。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことはない。

・監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定例的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、代表取締役及びその他の取締役等はこれを社内各部署の長に対し周知徹底する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払等の手続き・処理等に関する事項

・監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求めまたは調査の実施等を自由に委託することができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

9. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・定期的な代表取締役との意見交換や内部監査部門との情報交換の実施、IT環境の整備等による監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役及びその他の取締役等の更なる理解促進により、監査役監査の実効性の維持・向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」において、暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを、遵守事項として定めています。

□反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社における社内体制の整備状況は以下のとおりです。

(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、不当要求に対する対応統括部署として、本店に総務部、各支店に管理部を設置しています。また、各対応統括部署に不当要求防止責任者を設置しています。

(2)外部の専門機関との連携状況

所轄警察署担当係官とは、平素から緊密な連携を保ち、本店及び各支店の担当者との連絡・通報体制を確立しています。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

各都道府県の暴力追放運動推進センター主催の講習会等に積極的に参加し、情報収集にあたるほか、所轄警察署との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新の情報を総務部において管理しています。

(4)対応マニュアルの整備状況

「法令等詳説」において、暴力団対策法に関する解説及び当社の対応について定めています。

(5)研修活動の実施状況

「法令等詳説」を用い、入社時研修やその他の社内研修等において教育を行っています。



【参考:適時開示体制概要】

